10月28日(木)15:10~15:40

「リテールテックOSAKA 2021」 JEASセミナー

画像等個人情報の越境問題とデータ利活用

会場 リテールテック OSAKAセミナー会場

主催 工業会 日本万引防止システム協会(JEAS)

目的 企業活動のグローバル化やクラウドサービスの普及により、多くのデータが 国境を超えて流通しています。本人の知らないところで個人データが越境移 転している可能性が増大しています。プライバシー保護の専門家より、改正 個人情報保護法での、越境データに関する改訂のポイントを説明します。

■本日のセミナー資料がダウンロードできます。

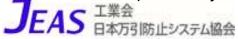


■会場参加またはWeb参加の皆様にはアンケートのご協力をお願いしております。 ■ ★記録・■



https://www.jeas.gr.jp/seminar/questionnaire/

https://www.jeas.gr.jp/pdf/20211028.pdf





登壇者と発表内容

1.工業会JEAS説明

司会

2.講演:画像等個人情報の越境問題とデータ利活用

(一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

常務理事 坂下哲也氏

3. 個人情報利活用トーク

坂下氏と司会

4. 今後の予定

司会

※司会:JEAS会長·個人情報管理室長

稲本 義範



工業会JEASとは

名称 : 工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)

The Japan Industrial Association of Electronic Article

Surveillance Machines.

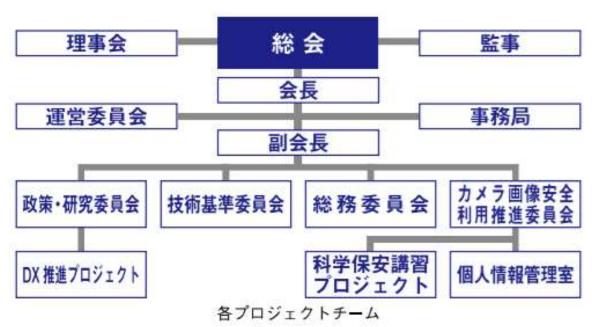
設立: 2002年6月

会員数: 正会員33社、賛助会員11社、特別会員7団体

認定個人情報保護団体 対象事業者数:12社

事業 : 万引防止システムの普及を通した社会貢献(ロス削減、安全安心)

組織:



連絡先:

所在地: 〒160-0004 東京都新宿区

四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 7階

電話:03-3355-2322

ファックス:03-3355-2344

E-mail: infonew@jeas.gr.jp

ホームページ:

http://www.jeas.gr.jp/

フェイスブック:

https://www.facebook.com/

JEAS. JAPAN/

メルマガ:月2回配信

https://www.jeas.gr.jp/mail.html







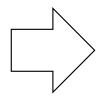
JEAS事業例

科学保安研修会 推奨顔認証システム認証

2021/10/22に、第1回科学保安研修会を開催しました。50名程(オンライン参加者、来賓、記者含む)が参加しました。合格者は修了証が授与されJEAS画像安全利活用*警備全国MAPに掲載される予定です。

科学保安講習会参加者



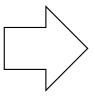


第2回推奨顔認証システムマスク着用試験合格企業/製品名

- ・パナソニック システムソリューションズ ジャパン(株) FacePRO
- ・日本電気株式会社 NeoFace KAOATO・グローリー株式会社 来訪者検知システム
- •株式会社GeoVision Ai FR Server

認定式の様子







JEAS画像安全利活用 • 警備全国MAP

科学保安講習会修了者/警備汲び防犯運用サービス企業





與 | 顧認証 | 稿稿 | システム・マスク対応プラス試験合格機器





No.901-2 〇〇〇〇〇〇社 〇〇〇〇〇〇〇〇之**才**女

No.002-2 〇〇〇〇〇〇社 〇〇〇〇〇〇〇七

Photo

No003-2 0000000社 ロロロロロロロロシステム

Photo

No.0042 〇〇〇〇〇〇社

Photo

工業会 日本万引防止システム協会 #RR最 〒160-000 カメラ高度安全利用権連手員会・科学を安プロジェクト TEL:03-3



100 mg

hore 3, 2002: Establishment of the Japan Association of Electronic Article Surveillance Machines
Feb 1, 2018: IEAS became an industry association for electronic productionationing equipment and security camerus.



リテールテックOSAKA 2021 JEASセミナー

画像等個人情報の越境問題とデータ利活用



2021年10月28日 15:00~15:30 (一財) 日本情報経済社会推進協会 常務理事 坂下哲也

自己紹介



- (一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC) 常務理事 【所管】電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体
 - 芝浦工業大学 情報通信工学科 非常勤講師(通信システム設計論)
- 日頃やっている業務
 - ▶ 電子情報の保護と利用に関する基盤整備の企画・推進
 - G空間(地理空間情報)、IoT(Internet of Things)、ブロックチェーン(分散型台帳技術)、PDS(Personal Data Store)、デジタル・トランスフォーメーションなど
 - ▶ データの利用やプライバシー保護に関する制度研究など

■ 政府委員等

- ▶ デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会委員
- ▶ コロナウィルス対策本部テックチーム委員
- ▶ 接触確認アプリに関する有識者検討会合委員
- スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する 検討会委員
- > 宇宙政策委員会専門委員
- ▶ 国立研究法人審議会臨時委員(JAXA部会部会長)
- ▶ 準天頂衛星システム事業推進委員会委員
- ▶ シェアリングエコノミーサービス検討会議委員
- ISO/IEC JTC1 SC27/WG5 (Information Security, Cybersecurity and Privacy Protection /プライバシー技術) 委員など

■ その他

▶ (一社)JcoMaaS理事、(一社)ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会理事 など。



はじめに



- 企業活動のグローバル化やクラウドサービスの普及により、多くのデータが国境を超えて流通しています。
- 本人の知らないところで個人データが越境移転している可能性が増大しています。
- 来年4月に施行を迎える改正個人情報保護法での、越境データに関する 改訂のポイントを説明します。

アジェンダ



■ 改正個人情報保護法の越境移転に関するポイント

■顔画像などの活用についてのポイント



改正個人情報保護法の越境移転 に関するポイント

個人情報保護法改正の全体像



2003年 (平成15年) 個人情報保護法成立 (2005年 (平成17年) 全面施行)



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、 制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年 (平成27年) 個人情報保護法改正 (2017年 (平成29年) 全面施行)



3年ごと見直し規定が盛り込まれる 国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年 (令和2年) 3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正

令和2年改正

2021年 (令和3年) 個人情報保護制度の官民一元化

令和3年改正※

[※] デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正。

改正における5つの視点



個人の権利利益の保護

●「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

技術革新の成果による保護と活用の強化

技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

国際的な制度調和・連携

■国際的な制度調和や連携に配意すること

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

●海外事業者によるサービスの利用や、個人情報を扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

A I・ビッグデータ時代への対応

● AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

令和2年改正個人情報保護法の概要



1. 個人の権利の在り方

- <u>利用停止・消去等の個人の請求権</u>について、一部の法違反の 場合に加えて、<u>個人の権利又は正当な利益が害されるおそれ</u> がある場合にも拡充する。
- **保有個人データの開示方法** (現行、原則、書面の交付) について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が 開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人 データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- ・ オプトアウト規定 (※) により第三者に提供できる個人データの 範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウ ト規定により提供された個人データについても対象外とする。 (※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの 項目等

を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合 (※) に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
 (※) 一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上の
 カースの場合である。
 は、
 はな、
 は、
 は、

個人データの漏えい等

• **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度 (※) に加え、<u>企業の特定分野</u> (部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
 - (※) 現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した<u>「仮名加工情報」を創設</u>し、内部分析に限 定する等を条件に、<u>開示・利用停止請求への対応等の義務を</u> 緩和する。
- ・ 提供元では個人データに該当しないものの、<u>提供先において</u> 個人データとなることが想定される情報の第三者提供につい て、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- ・ 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑 を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案 して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上 げる**(法人重科)。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

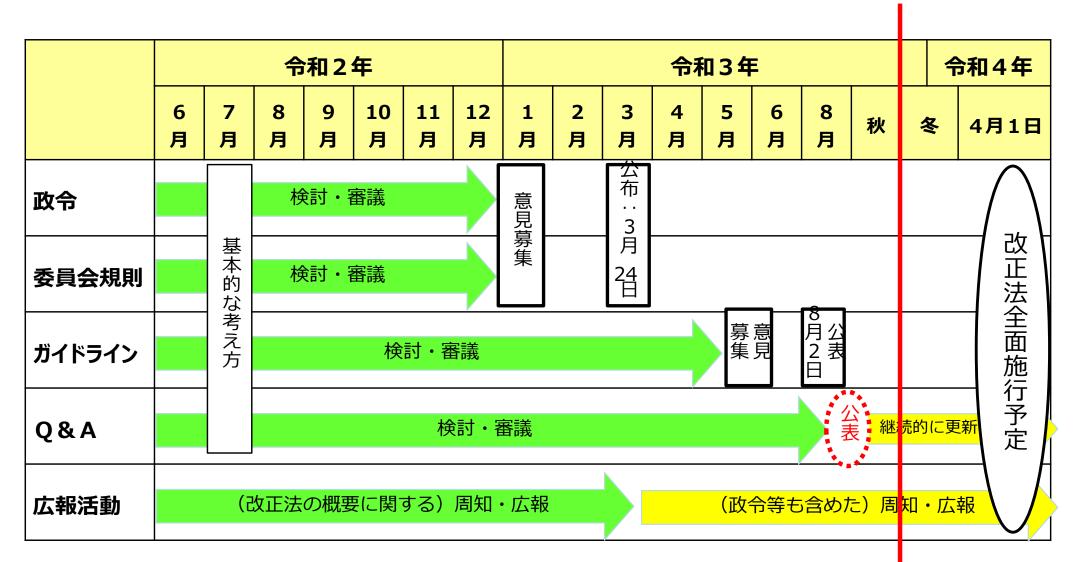
- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、 **罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者** における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実 等を求める。

(個人情報保護委員会資料を基に、JIPDEC作成)

今後の想定スケジュール(見込み)



(令和3年8月2日時点)



- ※上記以外に個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。
- ※現時点での大まかな見込みのため、今後の状況によって変わる可能性有。

域外移転の状況



- 個人情報保護委員会は、2021年3月に主要業界(金融、通信、信販) について事業所管省庁と共同調査を実施。
- また、その他業界についても経団連、新経連と協力の下、我が国主要 企業の海外での個人情報取扱状況等についてアンケート調査を実施。
- 調査対象者数:1936事業者。
 - 全体の回答数は150事業者(回答率7.7%)
- ポイント
 - ▶ 国内のみにデータを保管している事業者が半数。約44%の事業者はデータを外国にも保管。
 - データの保管先は、**米国、シンガポール、オーストラリア、欧州諸国など**が多く を占める。

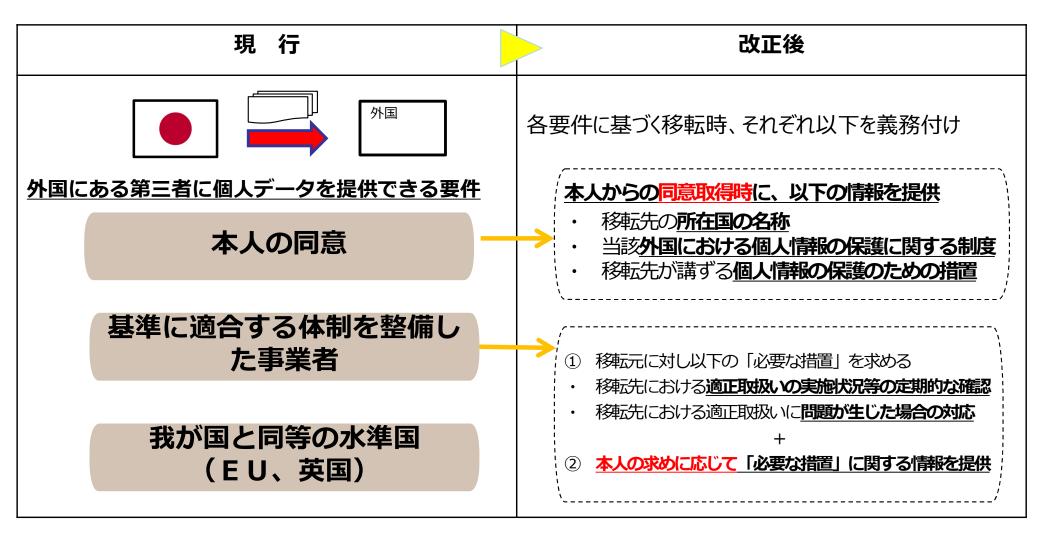




越境移転に係る情報提供の充実



■ 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。(24条)



※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

どの程度詳細な情報の提供が求められるか。



- ポイント
 - 網羅的な調査を求めるものではない。
 - 日本の個人情報保護法との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報。
- 個人情報保護委員会が示すもの
 - > 移転先国における**個人情報の保護に関する制度の有無**
 - ▶ 移転先国の個人情報の保護に関する制度について一定の指標となり得る情報の有無
 - APEC越境移転プライバシールール (CBPR) の加盟国である、GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国である等
 - OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は権利 の不存在
 - 例:原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない 旨の制限の不存在、事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利 の不存在等
 - > **その他**本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在
 - 例

事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 等

移転先における適正取扱いの実施状況等の定期的な確認とは



- 移転先が基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データの越境移転を行った場合、移転元は、適切かつ合理的な方法(移転先の第三者から書面による報告を受けることなど)により、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認する必要がある。
 - ▶ 移転先による当該個人データの適正取扱いの実施状況
 - 例:移転元と移転先との間の委託契約により移転先の体制を整備している場合 、当該委託契約の遵守状況。
 - > 移転先の所在国における適正取扱いの実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及び内容
 - 例
 - 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保 有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
 - 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義 務に係る制度など。



- 本人の同意を得ようする時点で、移転先の国が特定できる場合には、 全ての外国の制度に関する情報等を本人に提供しなくてはならない。
- 一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できない場合には、原則としてその旨及びその理由を本人に情報提供する。
 - ▶ ただし、移転先の外国が特定できない場合でも、移転先の外国の範囲など、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合は、本人に提供する必要がある。
 - ▶ また、同意取得時点において、提供先の外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその理由や、外国の名称に代わる本人に参考になるべき情報が存在する場合には、その情報を提供する必要がある。 (改正施行規則第11条の3第3項)
 - > 移転先の外国を特定できない場合の例
 - 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散のため、外国の再保険会社に再保険を行う場合、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが決まっておらず、顧客の個人データを移転する外国を特定できない場合

移転先における適正取扱いに問題が生じた場合の対応



■ 移転先による個人データの適正取扱いに問題が生じた場合には、これを解消するために必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

> 例

- 移転先との間で<u>委託契約を締結</u>している場合で、移転先の第三者が契約上の義務 に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請するこ となど。
- 移転先による適正取扱いの継続的な**実施の確保が困難**となった場合、 それ以降、当該移転先に対する個人データの提供を停止する必要があ る。

> 例

- 移転先の第三者との間で委託契約を締結している場合で、移転先の第三者が契約上の義務に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、合理的な期間内にこれを是正しない場合
- 外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人 データに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するた めの必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

本人の求めに応じて提供する必要がある「必要な措置」に関する情報



- 「必要な措置」に関する情報提供の例 (A国に所在する第三者に対し委託に伴う個人データの提供の場合)
 - > **基準適合体制の整備の方法**:移転先との間の契約
 - > 移転先が講ずる相当措置の概要
 - 移転先との契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には移転元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めているを定めている。
 - ▶ 移転先の第三者が所在する外国の名称:A国
 - ▶ 移転先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度
 - 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者 が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在 する。

> 確認の頻度及び方法

- 毎年、移転先から書面による報告を受ける形で確認している。
- ▶ 移転先による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応等
 - 移転先が、契約上の義務を遵守せず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、〇年〇月〇日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている。



顔画像などの活用についてのポ イント

カメラ画像利活用ガイドブック



- 経済産業省、総務省が共同で策定。
- 課題意識

カメラはもっと取り扱いしやすいIOTデバイスであるため、事業者の利用 意欲が大きい。

▶ 一方、生活者の立場に立つと、カメラによる 撮影にあたっての事前告知等、生活者との コミュニケーションに課題があることで カメラ画像の利活用を躊躇する面がある。

■ 概要

- ▶ 生活者とのコミュニケーション方法を検討 する等、生活者と事業者間での相互理解を 構築するための参考資料。
 - 強制力はなく、これを基に業界団体などにおいて、ルール形成を期待。

カメラ画像利活用ガイドブック

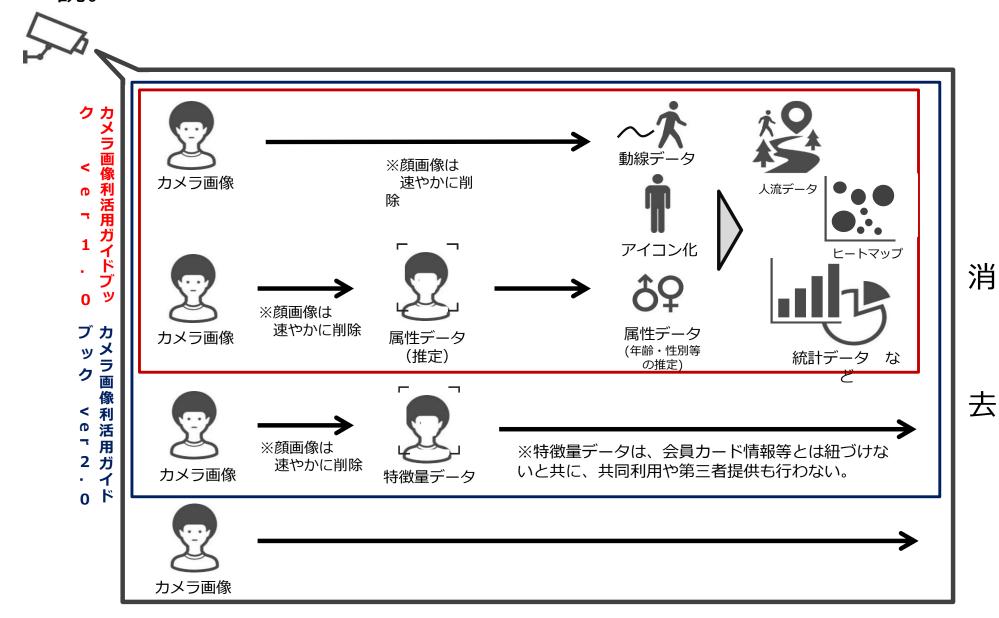
平成 30 年 3 月 ver2.0

IoT 推進コンソーシアム 総務省 経済産業省

スコープ



■ **個人情報保護法等関係法令を遵守**した上で、生活者への配慮事項を解説。



23

Ver1.0で対象とした適用ユースケース5つ



特定空間(店舗等)に向けた カメラ

店舗入口(店内側)



- ○入出の時点で画像 を取得
- ○特徴量データを抽 出し人物属性を推 定した後、速やか に撮影画像と特徴 量データを破棄

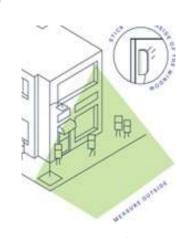
【レジ待ち時間の短縮等】【品揃えの充実等】

店舗内全体



- ○空間内を人物等が 行動する画像を取 得し座標値を取得
- ○動線データを生成 した後、速やかに 撮影画像と特徴量 データを破棄

■ 公共空間に向けたカメラ



- ○通行する人・車等 を識別
- ○人・車等の数を計 測した後、速やか に撮影画像を破棄

【都市計画等】



- ○街中の看板・交 通標識、及び道 路の混み具合を 識別
- ○情報を抽出した 後、速やかに撮 影画像を破棄

【地図利便性向上】

■ 準公共空間(駅 改札等)に向け たカメラ



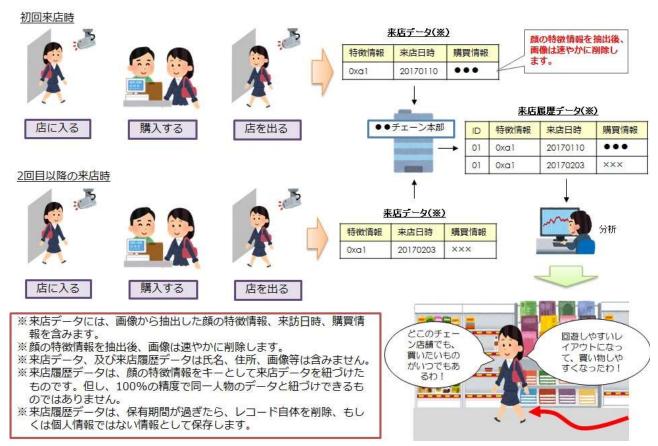
- ○诵行する人物を 撮影
- ○アイコン化処理 の後、速やかに 撮影画像を破棄

【代替交通手段の検討等】

Ver2.0で追加した適用ユースケース: リピート分析



■ 特定空間(店舗等)に設置されたカメラで、目的に応じて定めた期間、特徴量データ(個人識別符号)を保持して、同一人物が来店した際にそれを識別し、単一店舗もしくは同一の事業主体が運営する複数店舗において、同一の来店客の来店履歴、来店時の店舗内動線、購買履歴、推定される属性(性別・年代等)等を一定の期間に渡り連結しつつ取得し、分析するもの。



- カメラで撮影した画像から顔特徴量データ (個人識別符号)を抽出して目的に応じて 定めた期間保存、**顔特徴量データ(個人識 別符号)生成後に生画像は速やかに破棄**
- 顔特徴量データ(個人識別符号)は同一人物の2回目以降の来店の判定キーとして活用(同一店舗もしくはチェーン店舗間のみ)
- ・ 期間中、顔特徴量データ(個人識別符号) をキーとして、来訪履歴、店内動線、購買 履歴、推定される属性(性別・年代)等を 紐づけたリピートデータとして保存
- 保存期間経過後は、レコード自体を削除、 もしくは個人情報ではない情報(特徴量 データ(個人識別符号)を破棄したうえで 統計化するなど)に変換
- 顔特徴量データ(個人識別符号)、及びリ ピートデータは、会員カード情報等とは紐 づけないとともに、共同利用(法人をまた いだ活用)や第三者提供も行わない

現在の検討状況



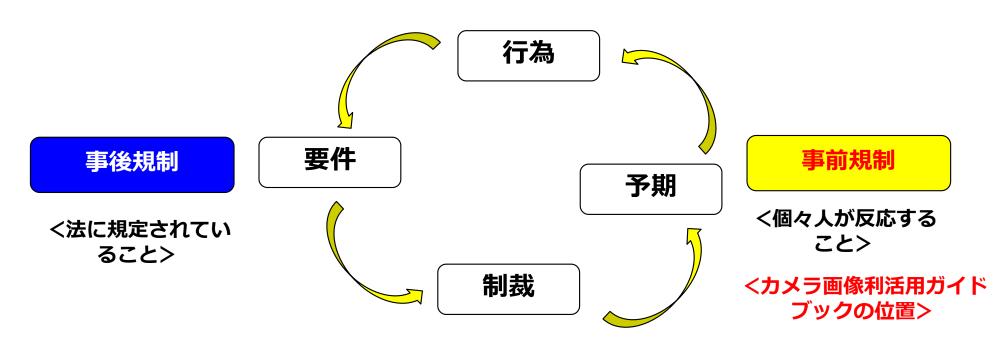
■ 令和2年改正個人情報保護法への対応を念頭に、技術革新の進展に伴う新たな利活用の形態に対するニーズや、新たなプライバシー・リスクも踏まえ、ガイドブックの改定を検討中。

	防犯目的	商用目的	防災·公共目的
単純撮影 (データベース化しない)	一般的な防犯カメラ映像の保存	_	
属性情報・統計情報の分析(元画像はすぐ削除)	行動分析に基づく 不審者検知	ガイドブックver1.0 ・人数カウント ・属性分析 ・人流分析 ・動線分析	今年度中にFAQの作成を検討 人流表示・分析 ・人数カウント ・混雑情報の公開や通知
個別の同意によらず データベース化して一定期間 保管	犯罪行為者/ 迷惑行為者の通知	ガイドブックver2.0で追加 ・リピート分析 <u>(利用目的の通知・公表で対応)</u> ・VIPサービス等の接客支援	・大学・研究機関の実証実験 (利用目的の通知・公表で対 応)
個別の同意を得た上で データベース化して一定期間 保管		・VIPサービス(接客支援) ・電子チケット ・ポイントカードと紐づけたサービス ・ウォークスルーゲート (本人からの申込に基づきDB登録し、 個別同意をとったもの)	・見守りサービス・誘導サービス・大学・研究機関の実証実験(本人からの申込に基づきDB 登録し、個別同意をとったもの)

海外における法律策定の動き



- AI規制法案(EU)
 - ➤ AIがもたらす <u>リスクを4段階</u>に分類。
 - ①禁止②高リスク③限定的なリスク④最小限のリスク
 - 禁止の例
 - ●<u>警察などが顔認証の技術を使い、公共の場で市民を「常時監視」することも原則禁</u>止。(人種、性別などで差が出るため)
 - ●政府が個人の「格付け」にAIを用いること、など。
 - ▶ 技術の進展は法の整備に間に合わない。
 - 法制度の意味
 - **制裁の予告による禁止**・あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処するなど。
 - IT技術の制度で求める目的は制裁ではなく行動の変容。



PIAが必要な背景



■ 本人の権利利益の侵害をどのように守るのか。

- ▶ 従来のマネジメントシステム
 - 事業継続リスクから見た本人の権利利益の侵害をリスク分析。
 - 一方で、本人の権利利益の侵害は個々人で異なる。

プライバシー影響評価

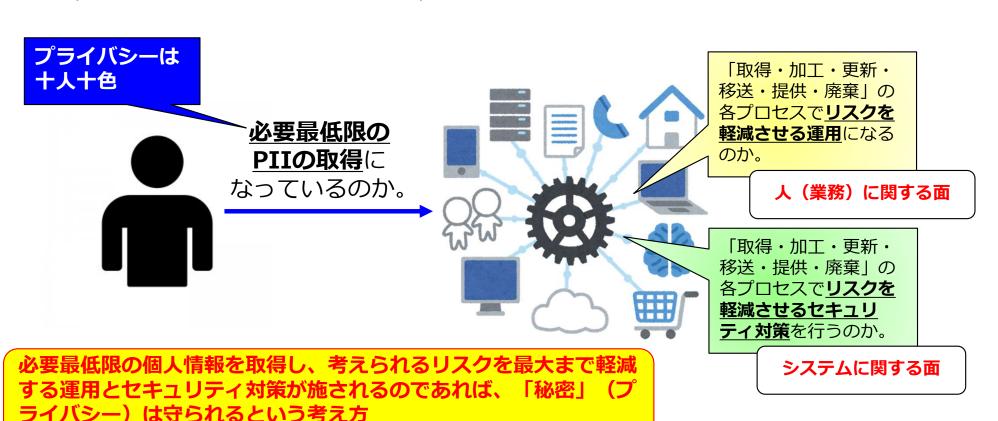


■ 定義

▶ 個人のプライバシー等の権利権益を侵害する可能性、それによる影響を予測し、そのリスクを分析した上で、そのようなリスクを軽減する措置を講じていることを確認する行為。

■ 実施対象

▶ 個人識別可能情報(以下, PIIという。)を処理するプロセス, プログラム, ソフトウェア、モジュール, デバイス又はその他の取組み。



当協会の自治体への支援



■ PIA(プライバシー影響評価)の取り組み

- ▶ ISO IEC JTC1 SC27/WG5においてPIAのガイドラインである 「ISO/IEC 29134」の国際標準の策定に協力。
 - 2021年日本産業規格**JISX9251**の策定を推進。
- ▶ システムやサービス実施前に企画されたプログラムやポリシー(運営方針)等が、基本的なプライバシー要件に適合しているかどうかの確認を協力
- 個人情報保護委員会と試行を実施。(2020年度)
 - 2021年6月参考文献を 個人情報保護委員会が公表

PIAの取組の促進について 一PIAの意義と実施手順に沿った留意点一 (概要)

令和3年6月30日

(URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pia_overview.pdf)



ありがとうございました



参考資料



- 個人情報保護委員会資料
 - ▶ 令和2年改正
 - https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/
 - ▶ 令和3年改正
 - https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/
- PIA取り組みの促進
 - https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/

The Japan Industrial Association of Elec

関連の情報

令和3年度 認定個人情報保護団体セミナー

~認定個人情報保護団体制度に新たに求められる役割・期待~

主催:個人情報保護委員会

◆本セミナーは、オンライン形式で実施します。

本セミナー参加希望の方は、JEAS に連絡ください。

お申込み先をご案内します。

工業会 日本万引防止システム協会 事務局

住所: 〒160-0004 東京都新宿区 四谷1-6-1 YOTSUTA TOWER 7F

電話:03-3355-2322

ファックス:03-3355-2344

E-mail:infonewアットマークjeas.gr.jp

開催日時:令和3年11月9日(火)14:00~16:00

プログラム

主催者挨拶

個人情報保護委員会事務局 審議官 佐脇 清代志

基調講演

牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰氏

テーマ

民間における個人情報保護に向けた自主的取組

テーマ講演

個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介

テーマ:

認定個人情報保護団体制度への期待

バネルディスカッション「認定個人情報保護団体として活動して」 ~認定個人情報団体であることの意義、苦労、そして今後の取組~

バネリスト

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

認定個人情報保護団体事務局

グループリーダ 奥

奥原 早苗氏

一般財団法人日本データ通信協会

電気通信個人情報保護推進センター(PI-ICT)

) 次長 会長 谷本 宏昭氏 稲本 義範氏

工業会 日本万引防止システム協会 モデレータ:個人情報保護委員会事務局

企画官

矢田 晴之

JEAS 工業会 日本万引防止システム協会

質疑応答・閉幕

本日はご清聴いただき有難うございました。何卒、アンケートにご協力をお願いします。



■会場参加者の皆様

PA3 ~ ミナーアンケートのと聞い

5、音工を介へのご言葉/ご音音をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。テンケート集計シご野空・ご規則のご同語は、集日、集下 第合のミー人ページにて発表する前をつす。

工業会 国本万年禁止システム事会

■Web参加の皆様向け、アンケートフォーム
https://www.jeas.gr.jp/seminar/questionnaire/
アンケート QRコード



スマホで閲覧いただく場合は 画面を拡大していただき、入 力をお願いします。



JEASブースでは会員各社の 商品紹介やロス対策テキスト の紹介を行っております。

小間番号: RT12/オンライン





https://www.jeas.gr.jp/pdf/20211028.pdf

